

平成 29 年度

全国シルバー人材センター事業協会事業計画

平成 2 9 年 4 月



公益社団法人

全国シルバー人材センター事業協会

目 次

	頁
第1 シルバー人材センターを取り巻く概況	1
第2 シルバー事業の方向性	2
第3 シルバー事業の展開	
1 会員及び就業機会の拡大	5
2 安全就業の推進	5
3 業務拡大への対応（高齢法第39条）	5
4 適正就業ガイドラインに沿った事業運営	6
5 地域就業機会創出・拡大事業	6
6 シルバー派遣事業	6
7 職業紹介事業	6
8 福祉・家事援助サービス事業	6
9 成長分野における請負就業	7
10 総合就労支援事業	7
11 事業運営基盤の強化	8
第4 全シ協事業実施計画	
1 会員及び就業機会の拡大に関する指導・支援事業	10
2 安全就業指導事業	10
3 指導事業	11
4 研修事業	13
5 情報の収集・提供等	14
6 普及啓発事業	15
7 諸会議の開催	16
8 その他の事業等	17
第5 平成29年度 国のシルバー事業関連予算	
1 シルバー連合関係	18
2 全シ協関係	18
3 その他	18
(表1 平成29年度 国のシルバー事業関連予算)	19

【参考】

(平成29年度 全シ協主催研修等実施計画)	20
(平成29年度 全シ協主催会議等開催計画)	21

平成29年度 事業計画

第1 シルバー人材センターを取り巻く概況

我が国においては、少子高齢化が進展し、総人口は、平成28(2016)年9月1日現在、1億2,690万人となり、長期の人口減少過程に入っている。平成38(2026)年に人口1億2,000万人を下回った後も減少を続け、60(2048)年には1億人を割って9,913万人となり、72(2060)年には8,674万人になると推計されている。

65歳以上の高齢者人口は、「団塊の世代」が65歳以上となった平成28(2016)年に3,449万人となり、「団塊の世代」が75歳以上となる37(2025)年には3,657万人に達すると見込まれている。その後も高齢者人口は増加を続け、54(2042)年に3,878万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されている。

こうした中で、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の高齢者の就労促進において、「日本には、『アクティブシニア』とも言われるように、元気で就労意欲にあふれ、豊かな経験と知恵を持っている高齢者が多数おられる。他方、高齢者の7割近くが、65歳を超えても働きたいと願っているのに対して、実際に働いている人は2割にとどまっている。生涯現役社会を実現するため、働きたいと願う高齢者の希望を叶えるための就職支援を充実する必要がある。人口が減少する中で我が国の成長力を確保していくためにも、高齢者の就業率を高めていくことが重要である。」との記述とともに、①保育等の就業機会の提供に、積極的に取り組むシルバー人材センターに重点的に財政支援を行い、保育分野での高齢者の就業を推進すること、②介護周辺業務や軽易な介護業務に関して、シルバー人材センターを通じた高齢人材を活用することが掲げられており、シルバー人材センター事業(以下「シルバー事業」という。)の重要性とシルバー人材センターに向けられる地域社会の期待は一層大きなものになっている。

したがって、シルバー人材センター、シルバー人材センター連合本部及び全国シルバー人材センター事業協会(以下それぞれ「センター」、「連合本部」、「全シ協」という。)は、センターの「自主・自立、共働・共助」という理念のもと、一丸となって事業推進に取り組むことにより地域社会への貢献、期待に応えることが重要となる。

第2 シルバー事業の方向性

平成 29 年度においては、地域社会の課題解決の担い手として、地方自治体の期待が高い「介護周辺業務や育児支援を中心とした福祉・家事援助サービス事業」、「介護予防・日常生活支援総合事業」(※1)、「空き家管理対策事業」などを推進するとともに、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(以下「派遣法」という。)の改正に伴う高齢者派遣の特徴を活かして、「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」の積極的な活用を通じ、保育・介護等の分野で、現役世代の下支えや人手不足分野での労働力確保に貢献する。

また、センターの地域における存在意義を高め、積極的な事業運営を行うためには「会員の拡大」が最重要課題となる。センター会員数は平成 21 年度をピークに 6 年連続で減少しているが、平成 27 年度は、対前年度比で僅かな減少となり、下げ止まりの兆しが見られたところである。さらに、平成 28 年度は平成 29 年 1 月末現在で 737,644 人と平成 27 年度末に比べて 16,696 人増加している。

このような状況から平成 29 年度は、平成 26 年度に策定した「会員 100 万人達成計画」(以下「第一次計画」という。)の最終年度であり、当初計画の達成を図るべく最大限の努力を行うこととする。

なお、平成 29 年度中には、第一次計画の分析と評価を行い、平成 30 年度～平成 35 年度を期間とした「第二次 会員 100 万人達成計画」を策定することとし、併せて、計画の中間期である平成 31 年度までを期間とした「中間目標 80 万人」を設定する。

このため、高齢者の受け皿としての機能を十分果たし、「社会の支え手」を実践できるよう、センター、連合本部及び全シ協が相互に一層の緊密な連携を図り、次の事項を重点として事業を展開する。

○ 中長期計画に基づく事業運営

センター及び連合本部で策定した「中長期計画」に基づき、着実な業務運営を行うとともに、実績等の分析を行い、必要に応じ見直しを図る。

○ 「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に沿った業務運営

「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」(以下「適正就業ガイドライン」という。)は、センター会員の働き方に係る重要な指針であり、公益法人として法令遵守の立場から、不適正な就業の根絶に向けてシルバー連合挙げて取り組む。

○ 多様な働き方の推進

高齢者の多様な就業ニーズに応じていくには、センターの基本線である請負就業に加えて、シルバー派遣や職業紹介による働き方を推進する。

なお、それぞれの就業においては「臨時的かつ短期的な就業」又は「その他の軽易な業務に係る就業」を基本とする。(高齢法第 39 条 (※2、※3) に基づき、都道府県知事から業務拡大に係る業種及び職種 of 指定を受けている場合は除く。)

○ 会員及び就業機会の拡大

活力ある団体運営を行うには、会員の拡大が不可欠である。また、会員の拡大に対応するには、就業機会の確保が必要であり、中長期計画などにより会員拡大目標及び就業開拓目標を定めて、「PDCA サイクルによる目標管理」を行うことにより確実に実行する。

○ 高齢法第 39 条の対応

労働者派遣事業及び職業紹介事業に取扱を限定した、高齢法第 39 条に基づく業務拡大については、会員ニーズ及び発注者ニーズに沿って都道府県知事の指定を受けるべく適切な対応を図る。

○ 地域社会との信頼関係の確立

センターが、地域社会の一員として存在意義を高めていくためには、ボランティア等の社会活動のほか、地域の課題解決などを図るため、日常的に地方自治体等との緊密な連携を図ることが重要である。

○ 活力ある団体運営

センター及び連合本部の活力ある運営を行うには、組織体制の整備、理事会の活性化、会員参加による運営などの運営体制の改善を必要に応じて行う。

○ 検討会報告書の提言の推進

「シルバー人材センター事業のあり方に関する検討会報告書 (第一次～第三次)」(※4) 及び「生涯現役社会の実現に向けたシルバー人材センター事業の機能強化に関する検討会報告書」(※5) の提言を推進する。

(参 考)

※1 「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下「新総合事業」という。)

※2 高年齢者の雇用の安定等に関する法律(以下「高齢法」という。)

※3 高齢法第39条

(業務拡大に係る業種及び職種指定等)

第39条 都道府県知事は、シルバー人材センターが行う前条第1項第2号及び第4号に掲げる業務に関し、労働力の確保が必要な地域においてその取り扱う範囲を拡張することにより高年齢退職者の就業の機会の確保に相当程度寄与することが見込まれる業種及び職種であつて、労働力の需給の状況、同項第2号及び第4号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、労働者派遣事業に限る。)と同種の業務を営む事業者の事業活動に与える影響等を考慮して厚生労働省令で定める基準に適合するものを、センターの指定区域内の市町村の区域ごとに指定することができる。

2 都道府県知事は、～(以後、省略)。

※4 「シルバー人材センター事業のあり方に関する検討会報告書(第一次～第三次)」(以下「シルバー事業検討会報告書」という。)

※5 「生涯現役社会の実現に向けたシルバー人材センター事業の機能強化に関する検討会報告書」(以下「シルバー事業機能強化検討会報告書」という。)

第3 シルバー事業の展開

センター及び連合本部は、シルバー事業の方向性に沿って、以下の事業を着実に実施し、全シ協は研修、指導及び情報提供等によりこれを支援する。

1 会員及び就業機会の拡大

- ① 会員による1人1仕事開拓及び1人1会員入会の活動の実施
- ② 会員又は女性会員を拡大するための専門部会又は委員会等の設置
(会員拡大部会、女性会員拡大部会等)
- ③ 入会説明会の説明内容の見直し
- ④ 入会希望者に対し、適正かつ迅速な入会承認及び就業機会の早期提供
- ⑤ シルバー派遣事業の拡大及び高齢者活躍人材育成事業の活用による新規会員の確保
- ⑥ 新総合事業及び福祉・家事援助サービス事業等の参入による女性会員の就業機会の確保
- ⑦ 未充足受注や多人数を必要とする大型受注等に対応するため、連合本部の広域調整機能の強化（近隣センターに会員未充足の受注を情報提供する、1契約に複数センターの会員が就業するなど）
- ⑧ 企業と協同した職種の開拓・開発による雇用・就業の全国展開

2 安全就業の推進

「安全・安心なシルバー事業」の展開を図ることは、シルバー事業遂行の基幹をなすものであり、組織を挙げて安全対策のなお一層の推進を図り、重篤事故、傷害事故の撲滅や損害賠償事故の撲滅を図ることが肝要である。

このため、全シ協作成の「シルバー世代の健康管理」などを活用し、会員自らが身体機能を把握・確認し、健康維持・管理に努め、健康診断受診の徹底や日常的な健康管理、体力づくりなどを図るとともに、「安全就業ニュース」や「重篤事故事例集」などを活用し、事故事例等を「他人ごと」ではなく、「自らのこと」として共有し、安全意識の徹底とその高揚を図ることとする。さらには、ヒヤリ・ハット体験事例を収集し、要因分析により対策を講じ、事故の根絶に努める。

3 業務拡大への対応（高齢法第39条）

高齢法第39条に基づく業務拡大については、労働者派遣事業及び職業紹介事業に限定した適用であり、会員ニーズ及び発注者ニーズに沿って都道府県知事

の指定を受けるべく適切な対応を図る。

また、業務拡大の措置に関連して雇用保険及び社会保険の適用については、法に基づいた適切な対応を図る。

4 適正就業ガイドラインに沿った事業運営

適正就業ガイドラインは、センター会員の働き方に係る重要な指針であり、公益法人として法令遵守の立場から、不適正な就業の根絶に向けて取り組む。

5 地域就業機会創出・拡大事業

地域社会においては、介護をはじめとする少子高齢化への対応、子育て支援や地域経済の活性化、環境問題等、多くの課題を抱えており、シルバー事業においても、これらのニーズに対応していくことが求められている。

このため、地域の地方自治体や商工団体等と連携して、地域企業の雇用問題の解決、地域企業の活性化及び地域社会の維持・発展等につながる新たな就業機会を創出するための事業を企画し、シルバー事業として継続可能な事業を立ち上げることにより、高齢者の新たな就業機会の拡大を図る。

6 シルバー派遣事業

シルバー派遣事業については、高齢化や労働力人口の減少が進行する中、多くの業種における人手不足分野や保育及び介護等の現役世代を支える分野において、シルバー派遣事業の着実な拡大を通じて、高齢者が当該分野の担い手として活躍することが期待されている。

このため、国が設定した「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」の派遣就業延人員の全国目標 500 万人日、「高齢者活躍人材育成事業」の技能講習開始者数の全国目標 15,000 人、就業延人員の全国目標 1,200,031 人日の達成に向けて、シルバー派遣事業の拡大を図る。また、各連合本部の取り扱う契約金額は年間 3 億円以上とすることを目標とする。

7 職業紹介事業

職業紹介事業については、臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の雇用による就業を希望する高齢者等に対して、適正かつ適切な職業紹介を行う。

8 福祉・家事援助サービス事業

センターが実施している介護周辺業務を始めとする生活支援サービスは、少子高齢化が急速に進展する中であって、今後ますます増加するものと予測される。

しかしながら、サービスを提供する会員の高齢化や利用者から求められる質

の高いサービスの対応、介護、育児支援等の地域ニーズに十分対応しきれていないなどの課題も多く見られる。

このため、シルバー派遣事業による保育・介護等新たな就業分野への取組なども踏まえ、女性会員の確保及び女性会員の就業機会創出を通じて、本事業の底上げを図る。

9 成長分野における請負就業

成長分野における請負就業は、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会における活動・貢献の場を広げるために欠くことの出来ない分野である。

このため、成長が期待される請負就業分野について、実態の把握及び情報の提供を行うことにより、未実施センターの参入を促進する必要がある。

(1) 新総合事業

新総合事業については、改正介護保険法に基づき、平成29年4月までに段階的に地方自治体が主体となって実施することとなっている。本事業の受託団体となったセンターは、サービスの精度の向上を目的とした会員向け研修を実施する。

また、受託団体の担当者間で情報交換などを行いながら、本事業の継続的かつ安定的な運営にあたることも重要である。

(2) 空き家管理対策事業

空き家管理対策事業は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号）の施行に伴い、地方自治体における空き家対策は全国的な広がりを見せているところである。

このような状況を踏まえ、地域によっては、センターが、地方自治体と連携し、空き家の管理業務を実施することにより、高齢者の就業機会の確保と良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与しているところである。

今後、空き家管理対策事業の実施を考えているセンターは、実施センターの状況を把握するとともに、把握した情報及び取組内容を活用して、多くのセンターが空き家管理業務の実施団体となり、安全で安心なまちづくりの推進などに寄与していくことが必要である。

10 総合就労支援事業

センターは、生涯現役社会の実現に対応し、シルバー事業において量的な受入体制の拡大、多様な選択肢に対応できる雇用・就業を始めとする社会参加活

動の領域の拡大等、地域における高齢者のためのワンストップサービスセンターとしての役割を果たすことが求められている。そのため、次の事業を推進する。

- ① 雇用・就業、職業能力開発、ボランティア活動、自営、起業、就農等に関する情報の収集・提供や相談機能の充実
- ② 「高齢会員等の社会参加活動の進め方報告書」等を活用し、高齢会員の生活環境に合わせたボランティア活動への参加や、趣味を生かしたサークル活動など「できることを」「できる範囲で」行う社会参加活動

11 事業運営基盤の強化

中長期の財政見通しに基づき自立的に運営基盤を強化するとともに、高齢者の活躍の場を拡大するため、以下の事項を重点として計画的に推進する。

(1) 会員による運営参画の推進と事業運営の効率化

ア 業務体制・組織の最適化

理事会・専門部会等の活性化を図り、会員による高齢者の新規入会促進、就業開拓等に加え、専門知識や経験を生かした事務局業務への活用など、会員による運営参画を積極的に推進するとともに、業務体制・組織の最適化を図る。

イ 事業運営の簡素化・効率化

サービスの広域化、請負就業における専門的需要の要請に対応するため、「シルバーしごとネット」やOA機器等を活用した業務処理の効率化を一層推進するとともに、センター及び連合本部の事業の共同化、一般運営費の洗い出しなど業務の見直しにより、事業運営の簡素化・効率化を推進する。

(2) 普及啓発活動

シルバー事業の意義を社会に広く周知するとともに、高齢者の加入を促進するため、センター、連合本部及び全シ協が連携し、以下の事項を重点に効果的な普及啓発活動を推進する。

ア 普及啓発促進月間（10月）の実施

シルバーの日を中心に、各種ボランティア活動の実施、シルバーフェア・経験交流会の開催等、各センター及び連合本部で一斉にかつ集中的に広報活動を展開する。

イ 年間を通じた広報活動の推進

(ア) 様々なメディアを通じた広報活動の推進

シルバー事業の活動事例情報を新聞、テレビ、ラジオ等報道機関に提供するなど積極的な広報活動を推進する。

(イ) ホームページの活用

センターの活躍事例、各センターの会員及び発注者からの感想等を紹介するなど利用者の視点に立った親しみやすいホームページにするとともに、新しい内容への更新に努める。

連合本部は、ホームページ未開設センターに対して開設を支援する。

(ウ) リーフレット等の作成・配布

シルバー事業の積極的な周知広報を図るため、就業開拓及び入会促進用リーフレットを作成・配布する。

また、国・地方自治体の議員向けに、シルバー事業を案内するためのリーフレットを作成・配布する。

(エ) 地方自治体等のイベントへの積極的な参加

地方自治体や各種団体などが開催するイベントへ積極的に参加し、シルバー事業の広報活動を実施する。

(3) 自主財源の確保等

シルバー派遣事業の積極的な推進により、自主財源の確保に努め、就業機会の拡大と会員の増強を図る。

なお、業務実施方法等の見直しを的確に行い、経費の節減や自主財源の確保に努める。

第4 全シ協事業実施計画

全シ協の平成29年3月末現在における会員団体数は、正会員1,152団体、賛助会員650団体、合計1,802団体となっている。

しかしながら、連合本部に加入し、全シ協に加入していないセンターが218団体あり、総団体数の約16.4%を占めている。このため、全シ協は、今後、引き続き連合本部と連携して、新規設置センター及び既存の未加入センターの加入促進の働きかけを強めるとともに、センター未設置地域の解消、サービス地域の拡大に努める。

さらに、シルバー事業の方向性に則り、以下の事業を着実に実施し、将来を展望したシルバー事業の健全な展開・発展を図る。

1 会員及び就業機会の拡大に関する指導・支援事業

会員及び就業機会の拡大については、年間目標を立て、PDCAサイクルにより管理を行い、会員及び就業機会の拡大を図っていくための助言、指導を実施する。

- ・会員拡大・就業開拓担当者会議の開催（1回）

2 安全就業指導事業

安全・安心なシルバー事業の展開は、シルバー事業遂行の基幹をなすものであり、重篤事故、傷害事故の撲滅や損害賠償事故の撲滅を図ることが肝要である。また、会員の健康は安全就業に大きく影響することから、健康管理、体力づくりが重要となるため、次の事業を行う。

- ① 安全就業ニュースの発行により事故撲滅、安全対策徹底の啓発
- ② 「シルバー世代の健康管理」などを活用した健康管理の推進
- ③ 安全・適正就業推進強化月間（7月）実施要領の作成
- ④ センター及び連合本部の安全就業指導員の会議（1回）
- ⑤ 安全就業優秀・優良センター及び優秀・優良連合並びに安全就業スローガンの表彰
- ⑥ センター及び連合本部の実施する安全・適正就業推進大会、研修会、講習会及びパトロール等への情報提供等
- ⑦ 重篤事故、1カ月以上6カ月未満の入院を要した事故（後遺障害の事故を含む）及び損害賠償事故の要因分析と再発防止のフォローアップ
- ⑧ 安全就業に係る取組事例等情報の収集、作成・提供
- ⑨ 会員の交通安全災害防止のためのガイドライン（仮称）の作成・提供
- ⑩ 重篤事故が発生したセンター及び連合本部にする特別指導の実施

3 指導事業

シルバー事業の方向性及びシルバー事業検討会報告書並びにシルバー事業機能強化検討会報告書等を踏まえて策定した「平成 29 年度シルバー人材センター事業指導事業実施要綱、実施要領」に基づき、以下の事業を実施する。

なお、シルバー事業に係る国の補助金・委託費については、労働保険特別会計の財源投入の 3 年目にあたり、シルバー事業を更に進展させるため、「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」、「高齢者活躍人材育成事業」の着実な推進を図る。

また、全シ協に「スーパーバイザー」を配置し、シルバー派遣事業、適正就業及び成長分野における請負就業（新総合事業等）の実施に関して、専門的・実践的な助言・援助を行う。

(1) 重点的に行う指導等

「第 3 シルバー事業の展開」に示した各事業の推進のため、以下の指導、支援等を実施する。

ア 業務拡大への対応（高齢法第 39 条）

高齢法第 39 条に基づく業務拡大については、労働者派遣事業及び職業紹介事業に限定した適用であり、会員ニーズ及び発注者ニーズに沿って都道府県知事の指定を受けるべく適切な対応が図られるよう、事例紹介等の情報提供などの支援、指導を行う。

また、業務拡大の措置に関連して雇用保険及び社会保険の適用については、法に基づいた適切な対応となるよう指導を行う。

イ 適正就業ガイドラインに沿った業務運営

適正就業ガイドラインは、センター会員の働き方に係る重要な指針であり、公益法人として法令遵守の立場から、不適正な就業の根絶に向けて取り組む。

- ・適正就業担当者会議の開催（1 回）

ウ 地域就業機会創出・拡大事業

地域就業機会創出・拡大事業については、シルバー事業として継続可能な事業を立ち上げることにより、高齢者の新たな就業機会の拡大を図るため、次のような支援を行う。

- ① 事業計画立案等における助言、情報提供等
- ② 制度の趣旨に沿った事業計画の審査及び事業実績の評価を審査・評価委員会において実施

- ③ 事業の進捗状況等を収集・分析し、センター及び連合本部に提供
- ④ 事業の適切な運営等のためのセンター及び連合本部に対する業務指導
- ⑤ 厚生労働省との定期的な情報交換、及び意見・要望等の提供

エ シルバー派遣事業

目標を達成するため、以下の指導、支援をする。

- ① 「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」及び「高齢者活躍人材育成事業」における計画目標値について、P D C Aサイクルによる進捗管理により事業実績の向上のための支援
- ② サービス等の人手不足分野や保育・介護等の現役世代を支える分野における就業機会の拡大のための派遣就業情報の提供
- ③ ブロック別シルバー派遣事業実務担当者会議の開催（5回）
- ④ 派遣元責任者講習の実施（6か所）

オ 職業紹介事業

職業紹介事業については、有料職業紹介事業の適正な運営の確保に取り組む。

- ・職業紹介責任者講習会の開催（4か所）

カ 福祉・家事援助サービス事業

福祉・家事援助サービス事業については、以下の指導、支援の事業を行う。

- ① 「新訂版 福祉・家事援助サービスの手引（標準研修カリキュラム付）」を活用し、事業実績の向上を図り、会員研修等を支援
- ② 福祉・家事援助サービス担当者会議の開催（1回）
- ③ センター及び連合本部からの情報・事例の収集及び提供

キ 新総合事業

新総合事業については、本事業の継続的かつ安定的な運営にあたって、受託団体の担当者が情報交換をできるように支援する。

- ・新総合事業担当者会議の開催（1回）

ク 空き家管理対策事業

空き家管理対策事業については、本事業の実施状況を把握するとともに、把握した情報及び取組内容を活用して、多くのセンターが空き家管理業務の実施団体となれるよう支援を行う。

(2) 連合本部に対する定期指導

定期指導対象連合本部に対して、「平成 29 年度シルバー人材センター事業指導実要綱、実施要領」に定めた重点事項に基づき、定期指導を実施する。

なお、定期指導を実施する際は、全センター参加の下に意見交換会方式による集団指導を実施し、課題・懸案事項等の共有化を図る。

(3) センター及び連合本部に対する特別指導

シルバー事業を運営する上で重大な問題が生じた場合、必要に応じて該当センター又は連合本部に対して、特別指導を実施する。

(4) センター及び連合本部に対する適正就業ガイドラインに沿った業務運営（シルバー派遣事業及び職業紹介事業）に係る特別指導

特別指導については、特別指導基準を制定の上、該当センター及び連合本部に対して特別指導を実施する。

なお、特別指導を実施する際は、該当センター参加の下に意見交換会方式による集団指導を実施し、課題・懸案事項等の共有化を図る。

(5) 連合本部が行うセンターに対する指導

センターに対する指導は、原則として連合本部が行うこととし、全シ協作成の「平成 29 年度シルバー人材センター事業指導事業実要綱、実施要領」に基づく「シルバー人材センター指導マニュアル」により、全シ協と連携協力して指導、援助を行う。

なお、全シ協はこれらの指導の実効が上がるよう支援するとともに、連合本部の指導担当者（事務局長）から、センター指導の年間計画及び指導結果の提出を求め、必要に応じて助言等を行う。

4 研修事業

シルバー事業への期待が高まる中、役職員が役割を果たし、地域の方々から評価を得る取り組みが必要である。

このため、「平成 29 年度シルバー人材センター研修・業務会議指針」（以下「指針」という。）に基づき研修を実施するとともに、連合本部等の研修に対し支援を行う。

(1) 中央研修

センター及び連合本部の役職員に対して、シルバー事業の理念、組織運営及び業務運営等について専門的又は実践的な知識を付与するとともに、それぞれ

れの役割に応じた指導・企画力等の向上を図ることを目的とし、次の研修を実施する。

- ① 新任理事長（会長）研修
- ② 新任事務局長研修
- ③ 中堅職員研修

(2) ブロック別シルバー人材センター等連絡協議会等が開催する研修への支援

指針に基づき研修を実施する、ブロック別シルバー人材センター等連絡協議会（以下「ブロック協議会」という。）及び連合本部に対して、次の支援を行う。

- ① ブロック協議会又は複数の連合本部が共同で開催する研修について、要請に応じて講師派遣や講師の情報提供
- ② ブロック協議会が開催する研修の充実のための援助

5 情報の収集・提供等

高齢者の多様な形態による就業機会の拡大・生きがいの創出や地域社会の活性化への様々なアプローチが図られるよう、シルバー事業関係情報の収集・提供等を行う。

(1) 統計情報・調査の整備・提供

- ① シルバー事業の企画運営に迅速・的確に活用できるよう、各種の統計情報の整備・提供
- ② 「シルバー人材センター事業統計（年報・月次報）」の作成、提供
- ③ 厚生労働省と連携し、適宜、シルバー事業に係る調査を実施
- ④ 厚生労働省編職業分類に対応した年度統計の実施

(2) シルバーしごとネットの利用促進

就業範囲の拡大と事務の効率化を図るため、シルバーしごとネットを活用した利用を促進する。

(3) 全シ協会員専用ページ等による情報提供

全シ協会員専用ページ等を活用し、次の情報提供を行う。

- ① シルバー事業に関連する施策や報告書などの所在情報について、タイムリーに提供
- ② 「就業機会・会員拡大コーナー」による就業機会・会員拡大に資する各種情報を適宜提供

- ③ シルバー事業に関する活動状況等の情報を適宜提供
- ④ センター及び連合本部発行の会報記事等より、シルバー事業の有意な情報を、随時、情報提供
- ⑤ 通達及び各種会議・研修資料を提供
- ⑥ 統計データを活用し、事業実績（会員数、契約金額、就業延人員、受注件数）を「統計分析機能」により提供
- ⑦ 「統計分析機能」の拡充を図り、情報提供の充実

(4) シルバー事業拡大のための「アイデア」募集

運営体制の改善や運営に携わる者の意識改革を図り、地方自治体や他の関係機関とも連携・協働しながら、地域が求めるニーズにマッチし、かつ、高齢者のニーズにマッチする新たな分野への就業開拓や就業機会の創出を行っていくことが求められている。これに対応して、実行可能な「アイデア」を募集するとともに、募集のあり方について見直しを検討する。

6 普及啓発事業

センター及び連合本部の行う普及啓発活動を支援するとともに、全シ協としても、マスコミ等を活用した普及啓発事業を積極的に展開する。

(1) 普及啓発促進月間の設定

10月を「シルバー人材センター事業普及促進月間」、第三土曜日を「シルバーの日」と設定して、センター及び連合本部による集中的な広報活動を促すとともに、全シ協としても積極的な広報活動を展開する。

(2) センター及び連合本部の広報活動の支援

センター及び連合本部の実施するマスコミ公表、ホームページの活用及びリーフレットの作成、配布等の広報活動に対して、情報やノウハウ等の提供等によって支援する。

(3) 「月刊シルバー人材センター」を活用した普及啓発活動の推進

掲載内容の一層の充実を図るため、企画編集に積極的に協力するとともに、シルバー事業の普及啓発活動の展開に有効活用を図る。

(4) マスコットキャラクター等の活用促進

センターが、地域住民に愛され、親しまれる団体として、広く利用されるよう、センターのシンボルとして、センターのイメージアップや、多くの人

に親しまれ、愛着が持たれる「チエブクロー」の着ぐるみを各センターで作製するなど、活用促進を図る。

また、キャッチフレーズ「**生きがいと 地域のニーズを 結びます**」の活用も図る。

(5) 頒布事業の推進

シルバー事業の普及啓発の促進と適正・安全な事業運営を確保するため、次の頒布物を作成・販売する。

- ① 会員手帳（2018年版）
- ② 「チエブクロー」オリジナルグッズ
- ③ その他

7 諸会議の開催

全シ協の運営及びシルバー事業の運営に関して必要な会議を、次のとおり開催する。

(1) 定款に定める会議

会 議 名	開催回数
定時総会	1 回
理 事 会	6 回
理事会部会 ・総務部会 ・企画情報部会 ・組織財政部会 ・事業部会	随 時

(2) その他の会議

会 議 名	開催回数
シルバー連合本部会長会議	1 回
シルバー連合本部事務局長会議	3 回

8 その他の事業等

(1) 東日本大震災被災センターへの支援

東日本大震災により甚大な被害を受けたセンターに対し、事業運営の回復のための支援を引き続き行う。

(2) 長期就任都道府県連合及びセンター会長（理事長）、優良都道府県連合及びセンターの表彰

平成 28 年度に「シルバー人材センター」法制化 30 周年を迎えたことを記念して設けられた「表彰規程」に基づき決定した被表彰団体・被表彰者に対し、平成 29 年度定時総会にて表彰を行う。

(3) 連合本部及びブロック協議会に対する支援

連合本部及びブロック協議会において、経験の交流や課題の解決に向けて共同した取組を進めるなど、シルバー事業の発展を図るため、その事業運営に要する経費の一部について支援する。

なお、平成 30 年度に向けて支援のあり方について見直しの検討を行う。

(4) 職員・会員に対する福利厚生事業

職員に対する厚生年金基金その他の福利厚生事業の普及促進を図るとともに、全シ協のホームページや「月刊シルバー人材センター」を活用して、職員・会員の健康の維持・増進や相互交流を推進する。

第5 平成29年度 国のシルバー事業関連予算

平成29年度国のシルバー事業関連予算は、関係各方面に強く要請行動等を行った結果、前年度に比し12.1%増の152億1千4百万円となった。このうち補助金については、137億円となり、事業仕分け前の136億円を上回る水準となった(表1)。

国庫補助金等の予算の主な内容は、次のとおりである。

1 シルバー連合関係

(1) 補助事業

イ 一般会計

シルバー連合運営費補助事業は、前年度とほぼ同額の67億6千6百万円となった。

ロ 労働保険特別会計雇用勘定

高齢者活用・現役世代雇用サポート事業は前年度より10億1千万円が増額され、54億6千9百万円となった。

地域就業機会創出・拡大事業は、前年度より6億7百万円が増額され、13億9千7百万円となった。

(2) 委託事業

労働保険特別会計雇用勘定の高齢者活躍人材育成事業は、前年度とほぼ同額の14億1千万円が計上された。

2 全シ協関係

全シ協関係予算は、一般会計が1億4千9百万円で、前年度と同額である。内訳のシルバー連合事業援助等事業補助金及び高年齢者就業機会確保事業指導事業委託費も前年度と同額となっている。

新規に、労働保険特別会計雇用勘定が認められた。「高齢法」の改正に係る「適正就業ガイドライン」の周知徹底及び指導を行う「シルバー人材センター適正就業強化事業」2千2百万円が計上された。

3 その他

新規に、高齢者が経験のない分野等で円滑に再就職できるよう、技能講習及び就職支援を実施する「高齢者スキルアップ・就職促進事業」17億8千8百万円が計上された。

表1 平成29年度 国のシルバー事業関連予算

(単位:千円)

事業名等	平成29年度 予算額	平成28年度 予算額	対前年度 増(△)減額	対前年比
I 都道府県シルバー人材センター連合関係	15,042,599	13,424,477	1,618,122	112.1%
一般会計:補助金	6,766,430	6,766,823	△ 393	100.0%
雇用勘定:委託費、補助金	8,276,169	6,657,654	1,618,515	124.3%
1 シルバー連合運営費等補助	13,632,943	12,016,851	1,616,092	113.4%
(1)シルバー連合運営費補助 (一般会計:補助金)	6,766,430	6,766,823	△ 393	100.0%
(2)高齢者活用・現役世代雇用サポート事業 (雇用勘定:補助金)	5,469,320	4,459,723	1,009,597	122.6%
(3)地域就業機会創出・拡大事業 (雇用勘定:補助金)	1,397,193	790,305	606,888	176.8%
2 高齢者活躍人材育成事業 (雇用勘定:委託費)	1,409,656	1,407,626	2,030	100.1%
II 全国シルバー人材センター事業協会関係				
1 シルバー人材センター事業の拡充	171,332	149,060	22,272	114.9%
うち、一般会計:委託費、補助金	148,857	149,060	△ 203	99.9%
(1)シルバー人材センター連合会の管理運営等 に関する指導	113,286	90,858	22,428	124.7%
一般会計:委託費	90,811	90,858	△ 47	99.9%
雇用勘定:委託費	22,475	0	22,475	新規
(2)シルバー人材センター事業の援助等事業 (一般会計:補助金)	58,046	58,202	△ 156	99.7%
合計(I+II)	15,213,931	13,573,537	1,640,394	112.1%
III その他	1,788,491	1,566,716	221,775	114.2%
1 高齢者スキルアップ・就職促進事業 (雇用勘定:委託費)	1,788,491	0	1,788,491	新規
2 シニアワークプログラム事業 (雇用勘定:委託費)	0	1,566,716	△ 1,566,716	前年度限り

(参 考)

平成29年度 全シ協主催研修等実施計画

研修等名称		内容	開催年月日	開催場所	定員
理事長・事務局長研修	第1回新任事務局長研修 ・連合本部事務局長 ・センター(会員数500人以上)	講義等	平成29年9月14日(木)～9月15日(金)	すみだ産業会館(東京)	120
	第2回新任事務局長研修 ・センター(会員数500人未満) ・新規国庫補助対象新任事務局長	講義等	平成29年10月12日(木)～13日(金)	すみだ産業会館(東京)	120
	新任理事長(会長)研修 (連合本部・センター)	講義等	平成29年10月30日(月)～31日(火)	連合会館(東京)	120
連合職員研修・業務会議	新総合事業担当者会議	講義等	平成29年10月16日(月)	すみだ産業会館(東京)	150
	福祉・家事援助サービス担当者会議	講義等	平成29年11月14日(火)	連合会館(東京)	150
	適正就業担当者会議	講義等	平成29年7月24日(月)	連合会館(東京)	150
	会員拡大・就業開拓担当者会議	講義等	平成29年12月13日(水)	連合会館(東京)	150
	安全就業指導員会議	講義等	平成29年12月1日(金)	連合会館(東京)	150
	中堅職員研修	講義等	平成30年2月22日(木)～23日(金)	すみだ産業会館(東京)	150
	ブロック別シルバー派遣事業 実務担当者会議	講義等	平成29年7月27日(木)	ホテル白萩(仙台)	150
平成29年10月2日(月)			連合会館(東京)	150	
平成29年11月6日(月)			連合会館(東京)	120	
平成29年11月22日(水)			ホテルメルパルクMATSUYAMA(松山)	60	
平成30年1月19日(金)			KKRホテル熊本(熊本)	160	
小 計					1,900
派遣元責任者講習	講義等	平成29年7月7日(金)	ホテル白萩(仙台)	150	
		平成29年8月18日(金)	連合会館(東京)	200	
		平成29年10月6日(金)	メルパルク京都(京都)	150	
		平成29年11月10日(金)	TKPガーデンシティPREMIUM 名古屋駅前(名古屋)	100	
		平成29年12月8日(金)	福岡県中小企業振興 センター(福岡)	160	
		平成30年2月16日(金)	連合会館(東京)	150	
小 計					910
職業紹介責任者講習会	講義等	平成29年9月1日(金)	ホテル白萩(仙台)	100	
		平成29年11月17日(金)	福岡県中小企業振興 センター(福岡)	100	
		平成29年12月19日(火)	ホテルアウィーナ大阪 (大阪)	200	
		平成30年1月17日(水)	連合会館(東京)	200	
小 計					600
合 計					3,410

(参 考)

平成29年度 全シ協主催会議等開催計画

年度	会 議 名	開 催 日	場 所	備 考
29	① 監事監査	平成29年5月16日(火) 午前11時～午後2時	協会会議室	
	② 第1回理事会	平成29年5月19日(金) 午後1時～4時	協会会議室	
	③ 第1回都道府県連合 事務局長会議	平成29年5月31日(水) 午後1時～午後4時50分	江東区産業会館	
	④ 第2回理事会	平成29年6月22日(木) 午前11時45分～午後0時45分	中野サンプラザ	
	⑤ 定時総会	平成29年6月22日(木) 午後1時～4時30分	中野サンプラザ ホール	(交流会あり)
	⑥ 第3回理事会	平成29年6月22日(木) 時間未定	中野サンプラザ ホール	(代表理事等選定のため)
	⑦ 第4回理事会	平成29年9月7日(木) 午後1時～4時	協会会議室	
	⑧ 第2回都道府県連合 事務局長会議	平成29年9月21日(木) 午後1時～4時30分	江東区産業会館	
	⑨ 都道府県連合 会長会議	平成29年10月または11月 時間未定	未 定	(交流会未定) 前日または翌日に 議連総会開催
	⑩ 第3回都道府県連合 事務局長会議	平成30年1月11日(木) 午後1時～4時30分	未 定	
	⑪ 第5回理事会・部会	平成30年2月1日(木) 午後1時～4時30分	未 定	
	⑫ 第6回理事会	平成30年3月15日(木) 午後1時～4時	協会会議室	